

中小企業庁における下請代金支払遅延等防止法の運用状況について

中小企業庁

1. 書面調査の状況

下請取引の性格上、下請事業者自らが中小企業庁又は公正取引委員会に対し、親事業者の違反行為を申告することは困難な事情等があるため、中小企業庁及び公正取引委員会では、違反親事業者に対し、違反行為の是正やその他必要な措置をとるため、親事業者及び下請事業者に対し、定期的な書面調査等を実施している。平成30年度は、約4万5千件の親事業者、当該親事業者と下請取引を行う約20万件の下請事業者に対し書面調査を実施した。

2. 立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

平成30年度では、830社の親事業者へ立入検査等を行い、うち738社の親事業者に対し、書面による改善指導を行った。

【表1】違反行為の内訳

(単位：事業所)

内訳	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実体規定違反計		579	689	489
受領拒否		2	3	1
支払遅延		280	314	205
下請代金の減額		204	247	185
返品		5	9	6
買いたたき		19	25	14
購入・利用強制		4	7	3
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		13	17	9
割引困難手形		47	46	50
利益提供要請		5	21	15
変更・やり直し		0	0	1
手続規定違反計		1,544	1,502	1,298
書面不備・未交付		840	804	678
書類未保存		704	698	620

【表2】下請代金の返還

返還額、親事業者数	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
返還額(百万円)		230	251	285
親事業者数(社)		296	271	195